

改正案	現行
<p>第 1 基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項</p> <p>1 基幹放送を国民に最大限に普及させるための指針</p> <p>(1) 国内放送の普及</p> <p>ア 地上基幹放送 (略)</p> <p>イ <u>衛星基幹放送</u> <u>衛星基幹放送については、高精細度テレビジョン放送又は標準テレビジョン放送にあつては右旋円偏波（電波の伝搬の方向に向かって電界ベクトルが時間とともに時計回りの方向に回転する円偏波をいう。以下同じ。）の電波の周波数、超高精細度テレビジョン放送にあつては左旋円偏波（円偏波のうち、右旋円偏波以外のものをいう。以下同じ。）の電波の周波数を使用して放送を行うことを基本として、放送に関する需要の動向を勘案するとともに、地上基幹放送及び有線一般放送との連携に留意しつつ、その普及を図るとともに次のとおりとする。</u></p> <p>(ア) <u>協会の衛星基幹放送</u></p> <p>A <u>協会の放送については、次の(A)及び(B)に掲げる衛星基幹放送（放送衛星業務用の周波数を使用するものに限る。）を行うこと。</u></p> <p>(A) <u>高精細度テレビジョン放送（一部の時間帯において、高精細度テレビジョン放送と同時に標準テレビジョン放送を行う場合における当該標準テレビジョン放送又は複数の標準テレビジョン放送を同時に行う場合における当該標準テレビジョン放送を含む。）</u></p>	<p>第 1 基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項</p> <p>1 基幹放送を国民に最大限に普及させるための指針</p> <p>(1) 国内放送の普及</p> <p>ア 地上基幹放送 (同左)</p> <p>イ <u>衛星基幹放送</u> <u>衛星基幹放送については、放送に関する需要の動向を勘案するとともに、地上基幹放送及び有線一般放送との連携に留意しつつ、その普及を図るとともに次のとおりとする。</u></p> <p>(ア) <u>協会の衛星基幹放送</u> (新設)</p>

(B) 超高精細度テレビジョン放送

B Aの放送については、首都直下型地震等により地上基幹放送の全国に向けた放送の実施に重大な障害が生じた場合においても全国に向けた情報の提供が確保されるよう、衛星基幹放送による放送の特性を生かすものとする。

C A(A)の放送については、その周波数（右旋円偏波の電波に係るものに限る。）の1の範囲内において、次の(A)及び(B)に掲げる各1系統の放送を行うこと。

(A) 衛星基幹放送の広域性、経済性、大容量性及び高品質性を生かした情報の提供を行う総合放送

(B) 外部の事業者の企画・制作能力を放送番組に活用し、過去の優れた文化の保存並びに新たな文化の育成及び普及を促進することを目的とする総合放送

D A(A)の放送については、多様化・高度化する公衆の需要を踏まえデジタル技術の新しい利用方法の開発又は普及に取り組むものとする。

(削除)

(削除)

E C(B)の放送については、次の(A)及び(B)に掲げる事項

(新設)

A 協会の放送については、その周波数の1の範囲内において、次の(A)及び(B)に掲げる各1系統の高精細度テレビジョン放送を行うこと（一部の時間帯において、高精細度テレビジョン放送と同時に標準テレビジョン放送を行うこと又は複数の標準テレビジョン放送を同時に行うこともできるものとする。）。

(A) 衛星基幹放送の広域性、経済性、大容量性及び高品質性を生かした情報の提供を行う総合放送

(B) 外部の事業者の企画・制作能力を放送番組に活用し、過去の優れた文化の保存並びに新たな文化の育成及び普及を促進することを目的とする総合放送

B Aの放送については、次の(A)及び(B)に掲げる事項に取り組むものとする。

(A) 首都直下型地震等により地上基幹放送の全国に向けた放送の実施に重大な障害が生じた場合においても全国に向けた情報の提供が確保されるよう、衛星基幹放送による放送の特性を生かすこと。

(B) 多様化、高度化する公衆の需要を踏まえデジタル技術の新しい利用方法の開発又は普及を進めること。

C A(B)の放送については、次の(A)及び(B)に掲げる事項

に取り組むものとする。

(A) 各年度の総放送時間のうち、協会が外部制作事業者(国内において放送番組の制作の事業を行う者(協会の子会社及び関連会社を除く。))をいう。以下同じ。)に制作を委託した放送番組(協会の子会社及び関連会社を介して制作を委託したものを含む。))及び協会と外部制作事業者が共同で制作した放送番組の放送時間が占める割合が百分の十六以上となるよう努めること。

(B) 各年度の総放送時間のうち、協会が企画競争等に付して他に制作を委託した放送番組及びそれ以外の外部制作事業者が制作に参加した放送番組の放送時間が占める割合が百分の五十以上となるよう努めること。

F A(B)の放送については、超高精細度テレビジョン放送の普及の促進に資するため、次の(A)及び(B)に掲げる各1系統の放送をそれぞれの放送の特性を生かして行うこと。

(A) その周波数(右旋円偏波の電波に係るものに限る。)の1/3の範囲内において行う総合放送

(B) その周波数(左旋円偏波の電波に係るものに限る。)の1の範囲内において行う総合放送

G A(B)の放送については、次の(A)及び(B)に掲げる事項に取り組むものとする。

(A) Dに定める事項

(B) 左旋円偏波の電波の周波数を使用する放送に係る受信環境の整備に配慮すること。

H F(B)の放送については、一部の時間帯において、複数の超高精細度テレビジョン放送を同時に行うこともできるものとする。

に取り組むものとする。

(A) 各年度の総放送時間のうち、協会が外部制作事業者(国内において放送番組の制作の事業を行う者(協会の子会社及び関連会社を除く。))をいう。以下同じ。)に制作を委託した放送番組(協会の子会社及び関連会社を介して制作を委託したものを含む。))及び協会と外部制作事業者が共同で制作した放送番組の放送時間が占める割合が百分の十六以上となるよう努めること。

(B) 各年度の総放送時間のうち、協会が企画競争等に付して他に制作を委託した放送番組及びそれ以外の外部制作事業者が制作に参加した放送番組の放送時間が占める割合が百分の五十以上となるよう努めること。

(新設)

(新設)

(新設)

I 左旋円偏波の電波の周波数を使用する放送に係る受信環境が一定程度整備され、当該周波数を使用する超高精細度テレビジョン放送が普及した段階で、協会の衛星基幹放送に係る放送系により放送をすることができる放送番組の数の目標について見直すものとする。

(イ) 学園の衛星基幹放送

学園の衛星基幹放送については、1系統の高精細度テレビジョン放送(注)及び1系統の超短波放送による大学教育放送を行うものであること。

(注) 高精細度テレビジョン放送が行われない場合に行う標準テレビジョン放送を含む。

(ウ) 民間基幹放送事業者の衛星基幹放送

民間基幹放送事業者の衛星基幹放送については、技術動向を踏まえ、高精細度テレビジョン放送及び超高精細度テレビジョン放送を中心としつつ、それぞれの特性を生かした放送を行うこと。また、衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送以外の放送については、当該放送全体として、幅広い分野の多様な放送番組が確保されるよう配慮すること。

ウ 移動受信用地上基幹放送の普及
(略)

(2)・(3) (略)

(4) その他放送の多様化、高度化等のための施策

ア～ウ (略)

エ 衛星基幹放送(放送衛星業務用の周波数を使用するものに限る。)による超高精細度テレビジョン放送については、当該超高精細度テレビジョン放送(衛星基幹放送試験局を用いて行われる試験放送を除く。)が開始するまでの間に、将来の実用化に資するため、放送衛星業務用の周波数の1を使用

(新設)

(イ) 学園の衛星基幹放送

学園の衛星基幹放送については、1系統の高精細度テレビジョン放送(注)及び1系統の超短波放送による大学教育放送を行うものであること。

(注) 高精細度テレビジョン放送が行われない場合に行う標準テレビジョン放送を含む。

(ウ) 民間基幹放送事業者の衛星基幹放送

民間基幹放送事業者の衛星基幹放送については、技術動向を踏まえ、高精細度テレビジョン放送を中心としつつ、デジタル技術を活用した高音質化及び高画質化を目指すとともに、多様化、高度化する放送需要に応えるため放送を行うこと。また、衛星基幹放送全体として、幅広い分野の多様な放送番組が確保されるよう配慮すること。

ウ 移動受信用地上基幹放送の普及
(同左)

(2)・(3) (同左)

(4) その他放送の多様化、高度化等のための施策

ア～ウ (同左)

エ 衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送については、当該超高精細度テレビジョン放送(衛星基幹放送試験局を用いて行われる試験放送を除く。)が開始するまでの間に、将来の実用化に資するため、放送衛星業務用の周波数の1を使用する協会及び協会以外の基幹放送事業者による試験放送(衛星

する協会及び協会以外の基幹放送事業者による試験放送（衛星基幹放送試験局を用いて行われるものに限る。）を実施できるようにすること。この場合において、当該試験放送については、協会及び協会以外の基幹放送事業者の2者により、1の周波数を分割して、又は当該周波数を一定時間ずつ使用することとし、1日当たりの放送時間は、それぞれ12時間以内（1の周波数を分割せずに使用する場合に限る。1の周波数を分割して使用する場合には、周波数の分割方法に応じてこれに相当する割合となる時間以内）とする。

オ 衛星基幹放送（放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用するものに限る。）による超高精細度テレビジョン放送については、将来の実用化に資するため、周波数事情等を勘案の上、試験放送を実施できるようにすること。

カ 以上のほか、放送に対する多様な需要に応ずるため、必要と認められる場合には、周波数事情等を勘案の上、試験放送又は臨時かつ一時の目的のための放送を適時適切に実施できるようにするとともに、基幹放送局の置局を円滑に促進するための環境の整備を図ること。

2・3 （略）

第2 放送法第93条第1項第5号に規定する「基幹放送普及計画に適合すること」への適合(特定地上基幹放送事業者の場合にあっては、電波法第7条第2項第4号ハに規定する「基幹放送普及計画に適合すること」への適合)

1・2 （略）

第3 基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数(衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域にあっては、放送系により放送をすることのできる放送番組

基幹放送試験局を用いて行われるものに限る。)を実施できるようにすること。この場合において、当該試験放送については、協会及び協会以外の基幹放送事業者の2者により、1の周波数を分割して、又は当該周波数を一定時間ずつ使用することとし、1日当たりの放送時間は、それぞれ12時間以内（1の周波数を分割せずに使用する場合に限る。1の周波数を分割して使用する場合には、周波数の分割方法に応じてこれに相当する割合となる時間以内）とする。

(新設)

オ (同左)

2・3 (同左)

第2 放送法第93条第1項第5号に規定する「基幹放送普及計画に適合すること」への適合(特定地上基幹放送事業者の場合にあっては、電波法第7条第2項第4号ハに規定する「基幹放送普及計画に適合すること」への適合)

1・2 (同左)

第3 基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数(衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域にあっては、放送系により放送をすることのできる放送番組

の数)の目標

1 総則

(1)・(2) (略)

(3) 次のいずれかに該当する基幹放送については、当該基幹放送の必要性、周波数事情その他の事情を勘案し、個別に必要な基幹放送が実施できるよう措置するものとする。

ア～エ (略)

オ 衛星基幹放送(次のいずれかに該当する基幹放送を除く。)

(ア) 協会又は学園の衛星基幹放送

(イ) 高精細度テレビジョン放送

(ウ) 超高精細度テレビジョン放送

カ (略)

2 国内放送に関する基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標

(1)・(2) (略)

(3) 衛星基幹放送

ア 協会の衛星基幹放送

基幹放送の区分		放送対象地域	放送系により放送をすることのできる放送番組の数の目標
<u>超高精細度テレビジョン放送</u>	総合放送	全国	<u>2</u> (注1) (注2)
<u>超高精細度テレビジョン放送以外のテレビジョン放送</u>	総合放送	全国	<u>2</u>

(注1) 右旋円偏波の電波の周波数及び左旋円偏波の電波の周波数を使用して、それぞれ1番組の放送を行うものと

の数)の目標

1 総則

(1)・(2) (同左)

(3) (同左)

ア～エ (同左)

オ 衛星基幹放送(次のいずれかに該当する基幹放送を除く。)

(ア) (同左)

(イ) (同左)

(新設)

カ (同左)

2 国内放送に関する基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標

(1)・(2) (同左)

(3) 衛星基幹放送

ア 協会の衛星基幹放送

基幹放送の区分		放送対象地域	放送系により放送をすることのできる放送番組の数の目標
<u>テレビジョン放送</u>	総合放送	全国	<u>2</u>

する。

(注2) 右旋円偏波の電波の周波数を使用する放送にあっては1の周波数を3分割して利用する場合の放送番組の数とし、左旋円偏波の電波の周波数を使用する放送にあっては1の周波数を分割せずに利用する場合の放送番組の数とする。

イ 学園の衛星基幹放送

基幹放送の区分		放送対象地域	放送系により放送をすることのできる放送番組の数の目標
超短波放送	大学教育放送	全国	1
超高精細度テレビジョン放送以外のテレビジョン放送		全国	1

ウ 民間基幹放送事業者の衛星基幹放送

基幹放送の区分		放送対象地域	放送系により放送をすることのできる放送番組の数の目標
超高精細度テレビジョン放送		全国	1.8程度 (注1)(注2)(注3)
超高精細度テレビジョン放送以外のテレビジョン放送		全国	4.3程度～6.5程度(注4)

イ 学園の衛星基幹放送

基幹放送の区分		放送対象地域	放送系により放送をすることのできる放送番組の数の目標
超短波放送	大学教育放送	全国	1
テレビジョン放送		全国	1

ウ 民間基幹放送事業者の衛星基幹放送

基幹放送の区分		放送対象地域	放送系により放送をすることのできる放送番組の数の目標
テレビジョン放送		全国	4.3程度～6.5程度(注)

(注5)

(注1) 1の周波数を、放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する衛星基幹放送の場合にあつては2分割、放送衛星業務用の周波数を使用する衛星基幹放送の場合にあつては3分割して利用する場合の放送番組の数。ただし、具体的な基幹放送の業務の認定に当たっては、今後のデジタル技術の進展及び当該放送における必要な音声品質、画像品質等を勘案することとし、これ以外の分割方法による利用を妨げるものではない。

(注2) 右旋円偏波の電波の周波数を使用する超高精細度テレビジョン放送に2の周波数を使用するときは、21程度とする。

(注3) 右旋円偏波の電波の周波数を使用する放送の放送番組の数は、このうち2程度とする。ただし、右旋円偏波の電波の周波数を使用する超高精細度テレビジョン放送に2の周波数を使用するときは、右旋円偏波の電波の周波数を使用する放送の放送番組の数は、このうち5程度とする。

(注4) 1の周波数を2分割又は3分割して利用する場合の放送番組の数。ただし、具体的な基幹放送の業務の認定に当たっては、今後のデジタル技術の進展及び当該放送における必要な音声品質、画像品質等を勘案することとし、これ以外の分割方法による利用を妨げるものではない。

(注5) 右旋円偏波の電波の周波数を使用する超高精細度テレビジョン放送に2の周波数を使用するときは、41程度～62程度とする。

(4)・(5) (略)

(注) 1の周波数を2分割又は3分割して利用する場合の放送番組の数。ただし、具体的な基幹放送の業務の認定に当たっては、今後のデジタル技術の進展及び当該放送における必要な音声品質、画像品質等を勘案することとし、これ以外の分割方法による利用を妨げるものではない。

(4)・(5) (同左)

改正	現行																																																										
<p>第1 総則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この計画において周波数等は、次により表示する。</p> <p>(1) 周波数</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ テレビジョン放送</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則付録第30号の規定に基づき我が国に割り当てられた11.7GHzから12.2GHzまでの放送衛星業務に使用される周波数（以下「放送衛星業務用の周波数」という。）を使用して衛星基幹放送を行う衛星によるもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">チャンネル番号</th> <th style="text-align: center;">中央の周波数(GHz)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: center;">11.72748</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: center;">11.76584</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: center;">11.80420</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">7</td><td style="text-align: center;">11.84256</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>8</u></td><td style="text-align: center;"><u>11.86174</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">9</td><td style="text-align: center;">11.88092</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">11</td><td style="text-align: center;">11.91928</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>12</u></td><td style="text-align: center;"><u>11.93846</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">13</td><td style="text-align: center;">11.95764</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>14</u></td><td style="text-align: center;"><u>11.97682</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">15</td><td style="text-align: center;">11.99600</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">17</td><td style="text-align: center;">12.03436</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">19</td><td style="text-align: center;">12.07272</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">21</td><td style="text-align: center;">12.11108</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">23</td><td style="text-align: center;">12.14944</td></tr> </tbody> </table>	チャンネル番号	中央の周波数(GHz)	1	11.72748	3	11.76584	5	11.80420	7	11.84256	<u>8</u>	<u>11.86174</u>	9	11.88092	11	11.91928	<u>12</u>	<u>11.93846</u>	13	11.95764	<u>14</u>	<u>11.97682</u>	15	11.99600	17	12.03436	19	12.07272	21	12.11108	23	12.14944	<p>第1 総則</p> <p>1 (同左)</p> <p>2 この計画において周波数等は、次により表示する。</p> <p>(1) 周波数</p> <p>ア・イ (同左)</p> <p>ウ テレビジョン放送</p> <p>(ア) (同左)</p> <p>(イ) 国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則付録第30号の規定に基づき我が国に割り当てられた11.7GHzから12.2GHzまでの放送衛星業務に使用される周波数（以下「放送衛星業務用の周波数」という。）を使用して衛星基幹放送を行う衛星によるもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">チャンネル番号</th> <th style="text-align: center;">中央の周波数(GHz)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: center;">11.72748</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: center;">11.76584</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: center;">11.80420</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">7</td><td style="text-align: center;">11.84256</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">9</td><td style="text-align: center;">11.88092</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">11</td><td style="text-align: center;">11.91928</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">13</td><td style="text-align: center;">11.95764</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">15</td><td style="text-align: center;">11.99600</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">17</td><td style="text-align: center;">12.03436</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">19</td><td style="text-align: center;">12.07272</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">21</td><td style="text-align: center;">12.11108</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">23</td><td style="text-align: center;">12.14944</td></tr> </tbody> </table>	チャンネル番号	中央の周波数(GHz)	1	11.72748	3	11.76584	5	11.80420	7	11.84256	9	11.88092	11	11.91928	13	11.95764	15	11.99600	17	12.03436	19	12.07272	21	12.11108	23	12.14944
チャンネル番号	中央の周波数(GHz)																																																										
1	11.72748																																																										
3	11.76584																																																										
5	11.80420																																																										
7	11.84256																																																										
<u>8</u>	<u>11.86174</u>																																																										
9	11.88092																																																										
11	11.91928																																																										
<u>12</u>	<u>11.93846</u>																																																										
13	11.95764																																																										
<u>14</u>	<u>11.97682</u>																																																										
15	11.99600																																																										
17	12.03436																																																										
19	12.07272																																																										
21	12.11108																																																										
23	12.14944																																																										
チャンネル番号	中央の周波数(GHz)																																																										
1	11.72748																																																										
3	11.76584																																																										
5	11.80420																																																										
7	11.84256																																																										
9	11.88092																																																										
11	11.91928																																																										
13	11.95764																																																										
15	11.99600																																																										
17	12.03436																																																										
19	12.07272																																																										
21	12.11108																																																										
23	12.14944																																																										

(ウ) 人工衛星N-SAT-110によるもの

チャンネル番号	中央の周波数 (GHz)
ND 2	12.29100
ND 4	12.33100
ND 6	12.37100
ND 8	12.41100
ND 9	12.43100
ND10	12.45100
ND11	12.47100
ND12	12.49100
ND14	12.53100
ND16	12.57100
ND18	12.61100
ND19	12.63100
ND20	12.65100
ND21	12.67100
ND22	12.69100
ND23	12.71100
ND24	12.73100

(2)・(3) (略)

3～12 (略)

第2～第5 (略)

第6 デジタル放送(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式により、放送衛星業務用の周波数を使用する衛星基幹放送に限る。)を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等(注1)(注2)

放送対象地域	送信場所 (人工衛星)	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
--------	----------------	------------------	---------------

(ウ) 人工衛星N-SAT-110によるもの

中央の周波数 $12.291+0.04000r$ GHz (rは0から11までの整数)
 に対応するチャンネル番号は、ND(2r+2)

(2)・(3) (同左)

3～12 (同左)

第2～第5 (同左)

第6 デジタル放送(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式により、放送衛星業務用の周波数を使用する衛星基幹放送に限る。)を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等(注)

放送対象地域	送信場所 (人工衛星)	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
--------	----------------	------------------	---------------

全 国	東経 110 度 (放送衛星業務用の周波数を使用して衛星基幹放送を行う衛星)	1 3 5 7 8	0.12
		9 11 12 13 14	
		15 17 19 21 23	

(注1) 中継器の故障等により、上表により難しい場合には、特別な措置を講ずることができる。

(注2) 8、12又は14の周波数を使用する場合であって、当該周波数に係る中間周波数により有害な混信等が発生したときは、特別の措置を講ずることができる。

第7 デジタル放送(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式により、放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する衛星基幹放送に限る。)による衛星基幹放送を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等(放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する東経110度人工衛星デジタル放送に限る。)(注1)(注2)(注3)

放送対象地域	送信場所 (人工衛星)	周 波 数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
全 国	東経 110 度 (N-SAT-110)	ND 2 ND 4	0.13
		ND 6 ND 8	
		ND 9 ND10	
		ND11 ND12	
		ND14 ND16	
		ND18 ND19	
		ND20 ND21	
		ND22 ND23	
		ND24	

(注1) 中継器の故障等により、上記により難しい場合には、特別な措置を講ずることができる。

(注2) ND2、ND4、ND6、ND8、ND9、ND10、ND11又はND12の周波数を使用する場合は、優先的に割り当てられる他の無線通信業務の局の運用により、継続的かつ良好な受信状態を確保できない場合がある。

全 国	東経 110 度 (放送衛星業務用の周波数を使用して衛星基幹放送を行う衛星)	1 3 5 7 9	0.12
		11 13 15 17 19	
		21 23	

(注) 中継器の故障等により、上記により難しい場合には、特別な措置を講ずることができる。

第7 デジタル放送(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式により、放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する衛星基幹放送に限る。)による衛星基幹放送を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等(放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する東経110度人工衛星デジタル放送に限る。)(注1)(注2)

放送対象地域	送信場所 (人工衛星)	周 波 数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
全 国	東経 110 度 (N-SAT-110)	ND 2 ND 4	0.120
		ND 6 ND 8	
		ND10 ND12	
		ND14 ND16	
		ND18 ND20	
		ND22 ND24	

(注1) 中継器の故障等により、上記により難しい場合には、特別な措置を講ずることができる。

(注2) ND2、ND4、ND6、ND8、ND10又はND12の周波数を使用する場合は、優先的に割り当てられる他の無線通信業務の局の運用により、継続的かつ良好な受信状態を確保できない場合がある。

(注3) ND9、ND11、ND19、ND21 又はND23 の周波数を使用する場合であって、当該周波数に係る中間周波数により有害な混信等が発生したときは、特別の措置を講ずることができる。

○無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）（平成十六年総務省告示第八百五十九号）新旧対照表

改正案

現行

別表第十五号 送信の方式コード

別表第十五号 送信の方式コード

放送の種類別 (略)	設置場所 (略)	項目 (略)	備考 (略)	コード (略)
高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送（超高精細度テレビジョン放送を含まないものに限る。）	人工衛星	標準テレビジョン放送のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第2節又は第6章第3節に規定される方式により放送を行うもの	標準テレビジョン放送のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第85条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。	TH2
	地上	標準テレビジョン放送のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第3章に規定される方式により放送を行うもの		TH3
	人工衛星	標準テレビジョン放送のうち		TH4

放送の種類別 (同左)	設置場所 (同左)	項目 (同左)	備考 (同左)	コード (同左)
高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
	(同左)	(同左)		(同左)
	(同左)	(同左)		(同左)

		デジタル放送に関する送信の標準方式第6章第2節に規定される方式により放送を行うもの		
人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第4節に規定される方式により放送を行うもの		TH5	
人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第3節又は第6章第5節に規定される方式により放送を行うもの		TH6	
人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第3節又は第6章第5節に規定される方式により放送を行うもの	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第3節又は第6章第5節に規定される方式により放送を行うもの	TS1	
超高精細度テレビジョン放送				

(同左)	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
(同左)	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
(同左)	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
(同左)	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)

		<p>関する送信の標準方式第5章第3節又は第6章第4節に規定される方式により放送を行うもの</p>	<p>関する送信の標準方式第85条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。</p>					
--	--	---	--	--	--	--	--	--

○無線局免許申請書等に添付する無線局事項書の無線局の目的コードの欄及び通信事項コードの欄に記載するためのコード表（平成十六年総務省告示第八百六十号）新旧対照表（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

別表第一号 無線局の目的コードの欄に記載するコードのコード表		別表第一号 無線局の目的コードの欄に記載するコードのコード表	
1 無線局の目的コード (略)		1 無線局の目的コード (同左)	
2 基幹放送の種類コード		2 基幹放送の種類コード	
項目	コード	項目	コード
(略)	(略)	(同左)	(同左)
標準テレビジョン放送(デジタル放送)	DTJ	(同左)	(同左)
高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送(超高精細度テレビジョン放送を含まないものに限る。)(デジタル放送)	DHV	高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送(デジタル放送)	(同左)
高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送(超高精細度テレビジョン放送を含まないものに限る。)(デジタル放送・受信障害対策中継放送)	SHV	高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送(デジタル放送・受信障害対策中継放送)	(同左)
超高精細度テレビジョン放送(デジタル放送)	DSV	(同左)	(同左)
(略)	(略)	(同左)	(同左)

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に免許又は予備免許を受けている基幹放送局の基幹放送の種類であって、次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ

同表の下欄に掲げる基幹放送の種類とみなす。

基幹放送の種類		基幹放送の種類	
項目	コード	項目	コード
高精度テレビジョン放送を含むデジタル放送（デジタル放送・受信障害対策中継放送）	DHV	高精度テレビジョン放送を含むデジタル放送（超高精度テレビジョン放送を含まないものに限る。）（デジタル放送）	DHV
高精度テレビジョン放送を含むデジタル放送（デジタル放送・受信障害対策中継放送）	SHV	高精度テレビジョン放送を含むデジタル放送（超高精度テレビジョン放送を含まないものに限る。）（デジタル放送）	SHV